

みらい平地区新設中学校の学区に関する説明会

1 開 会

2 あいさつ

3 内 容

(1) みらい平地区新設中学校の概要

(2) つくばみらい市学区審議会

①学区審議会とは

②学区審議会における答申までの流れ

③学区審議会での審議内容

(3) 現状と今後について

4 質 疑

5 閉 会

本日の説明内容

■ みらい平地区新設中学校の概要

■ つくばみらい市学区審議会

学区審議会とは

学区審議会における答申までの流れ

学区審議会での審議内容

■ 現状と今後について

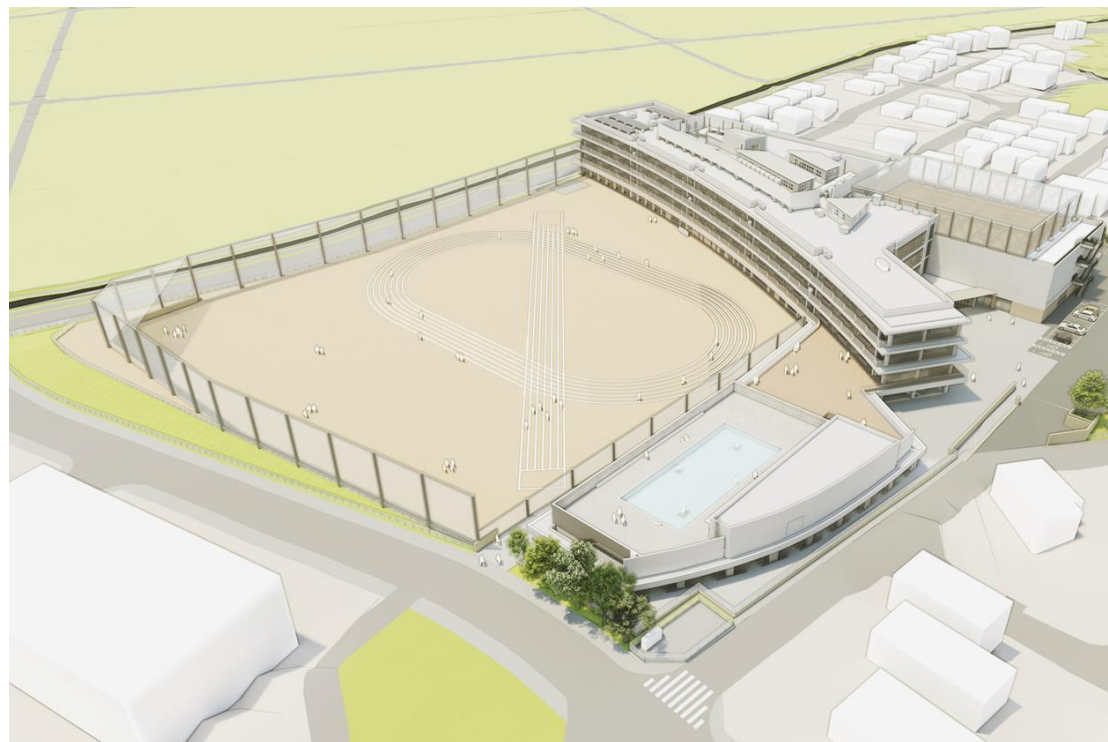
みらい平地区新設中学校の概要

所在地 富士見ヶ丘3-9-1

施設概要 鉄筋コンクリート造
4階建て

各室計画 普通教室 45室
特別支援教室 10室
特別教室 17室
(理科室、音楽室など)

受入可能数 約1,500人



令和6年秋頃：工事開始 ～ 令和8年12月頃：校舎完成予定
令和9年4月：開校予定

つくばみらい市学区審議会

つくばみらい市学区審議会条例に基づき設置され、学区に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

○つくばみらい市学区審議会条例

平成24年3月31日

条例第17号

改正 平成31年3月22日条例第1号

令和2年7月16日条例第24号

（設置）

第1条 つくばみらい市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の運営の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、つくばみらい市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 小中学校長
- （2） 小中学校PTA関係者
- （3） 学識経験を有する者

（令2条例24・一部改正）

※一部抜粋

令和5年度 つくばみらい市学区審議会委員名簿

番号	職 名	備 考
1	小張小学校長	小中学校長
2	谷和原小学校長	小中学校長
3	福岡小学校長	小中学校長
4	陽光台小学校長	小中学校長
5	富士見ヶ丘小学校長	小中学校長
6	伊奈中学校長	小中学校長
7	伊奈東中学校長	小中学校長
8	谷和原中学校長	小中学校長
9	小絹中学校長	小中学校長
10	小張小学校PTA会長	小中学校PTA関係者
11	谷和原小学校PTA会長	小中学校PTA関係者
12	福岡小学校PTA会長	小中学校PTA関係者
13	陽光台小学校PTA会長	小中学校PTA関係者
14	富士見ヶ丘小学校PTA会長	小中学校PTA関係者
15	伊奈中学校PTA会長	小中学校PTA関係者
16	伊奈東中学校PTA会長	小中学校PTA関係者
17	谷和原中学校PTA会長	小中学校PTA関係者
18	小絹中学校PTA会長	小中学校PTA関係者
19	みらい平地区 地区会長	学識経験を有する者
20	筑波大学 教授	学識経験を有する者

（敬称略）

令和5年6月27日に「みらい平地区新設中学校の学区について」諮問

つくばみらい市学区審議会

みらい平地区新設中学校の学区については、令和5年度につくばみらい市学区審議会において審議され、答申をいただきました。

第1回学区審議会 6月27日

- ・みらい平地区のこれまでの経緯
- ・児童・生徒の状況
- ・新設中学校の概要

第2回学区審議会 8月29日

- ・3つのテーマについての審議
- ①みらい平地区の児童・生徒はどこの中学校に行くべきか
- ②指定校変更によりみらい平の小学校に通学する児童はどこの中学校に行くべきか
- ③谷和原中学校区の児童・生徒はどこの中学校に行くべきか

第3回学区審議会 10月17日

- ・これまでの意見のまとめ
- ・課題の整理
- ・答申内容に関する審議

第4回学区審議会 11月21日

- ・答申に関する意見のとりまとめ
- ・答申の審議

答申書の作成

令和6年1月19日（金） 学区審議会から「答申書の伝達」

つくばみらい市学区審議会

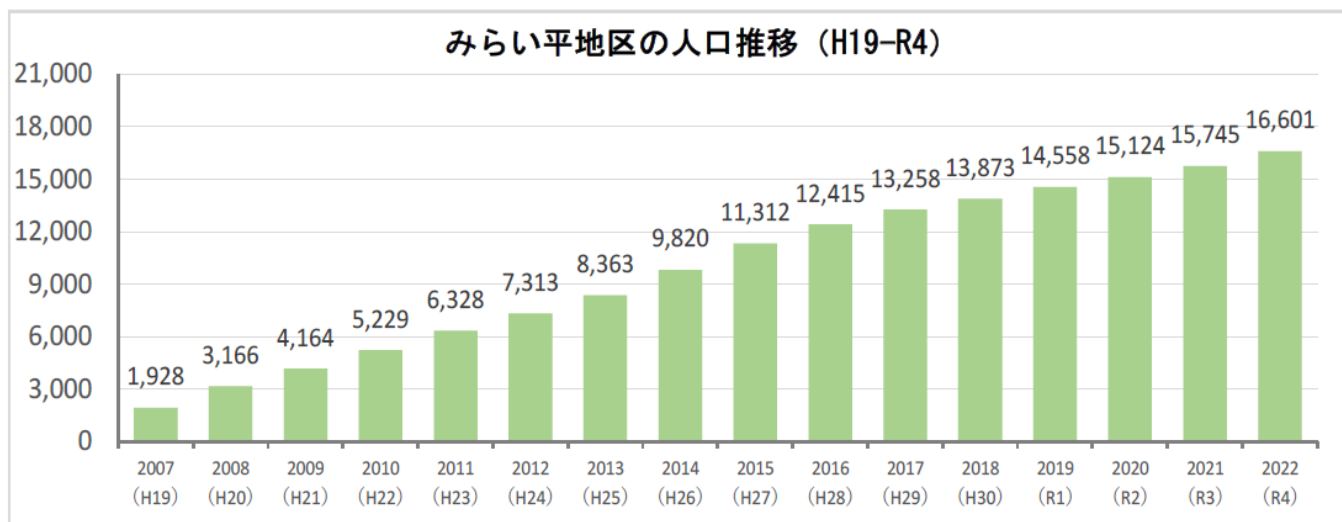
第1回審議会 令和5年6月27日（火）

1 みらい平地区における教育施設の整備（経緯）

※審議会資料 抜粋

（1）みらい平地区の人口推移

つくばエクスプレス開業により、都心へのアクセスが飛躍的に向上したことから、みらい平駅周辺のみらい平地区では宅地開発が進み人口の増加が続いています。



みらい平地区の人口は現在も増加している

つくばみらい市学区審議会

第1回審議会 令和5年6月27日（火）

1 みらい平地区における教育施設の整備（経緯）

※審議会資料 抜粋

（2）みらい平地区における学校区の変遷（概略）①

施行前写真（昭和62年7月撮影）



施工後写真（令和元年11月撮影）



- 2006(平成18)年3月27日 つくばみらい市立みらい小学校開校
(伊奈・谷和原丘陵部区画整理地)
 - ・小学校区:2校希望選択制 …
 - ・中学校区:2校希望選択制 …
- 2012(平成24)年4月 小学校
(伊奈・谷和原丘陵部区画整理地)
 - ・小学校区:4校指定学区制 …

※2校希望選択制を廃止し、

1 みらい平地区における教育施設の整備（経緯）

※審議会資料 抜粋

（2）みらい平地区における学校区の変遷（概略）②

- 2015(平成27)年4月 陽光台小学校開校
(みらい平地区小学生の通学区域の変更)
 - ・小学校区:みらい平地区（陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘）
 - 2018(平成30)年4月 富士見ヶ丘小学校開校
(みらい平地区小・中学生の通学区域の変更)
 - ・中学校2校希望選択制の廃止
- 陽光台小学校の児童は伊奈中学校へ
富士見ヶ丘小学校の児童は谷和原中学校へ



△陽光台小学校



みらい平地区新設中学校の必要性が生じている

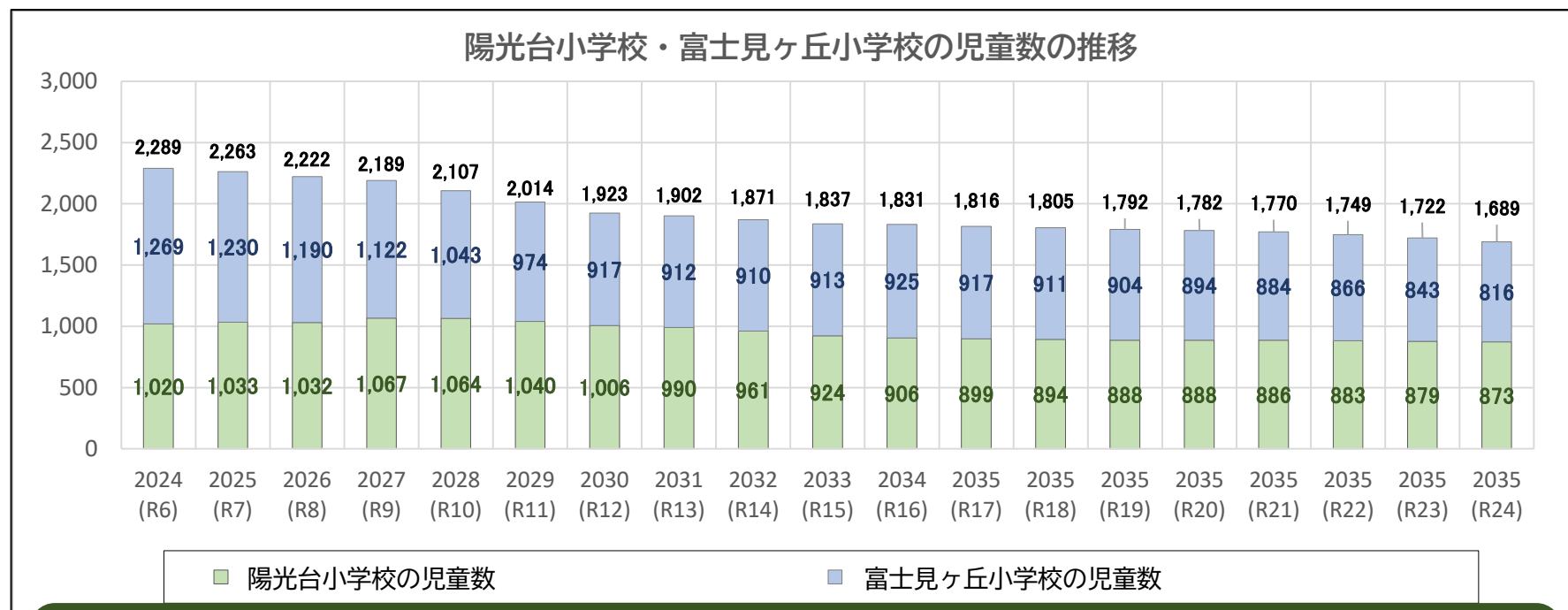
つくばみらい市学区審議会

第1回審議会 令和5年6月27日（火）

3 児童・生徒数の推計

※審議会資料 抜粋

（1）陽光台小学校・富士見ヶ丘小学校の児童数



みらい平地区の児童数は横這いで推移していく

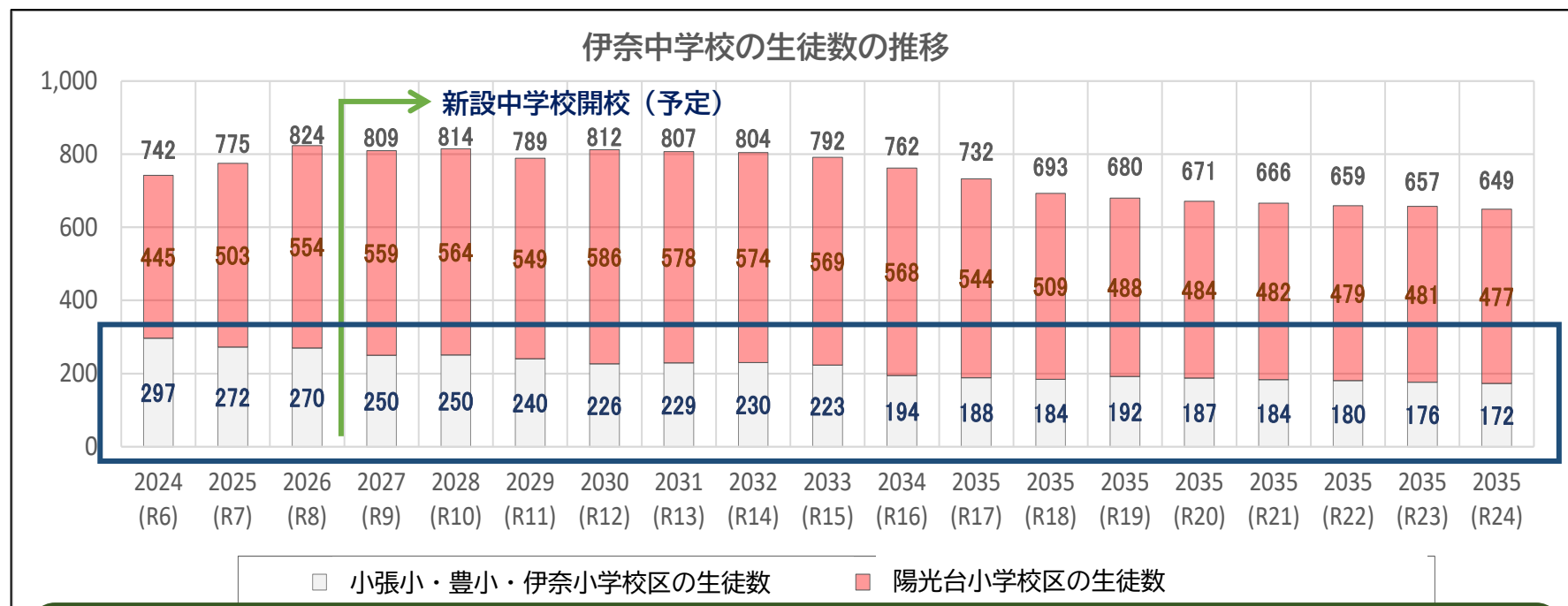
つくばみらい市学区審議会

第1回審議会 令和5年6月27日（火）

3 児童・生徒数の推計

※審議会資料 抜粋

（2）伊奈中学校【小張小・豊小・伊奈小・陽光台小学校区】の生徒数



伊奈中学校は250人、8クラス程度の規模になる

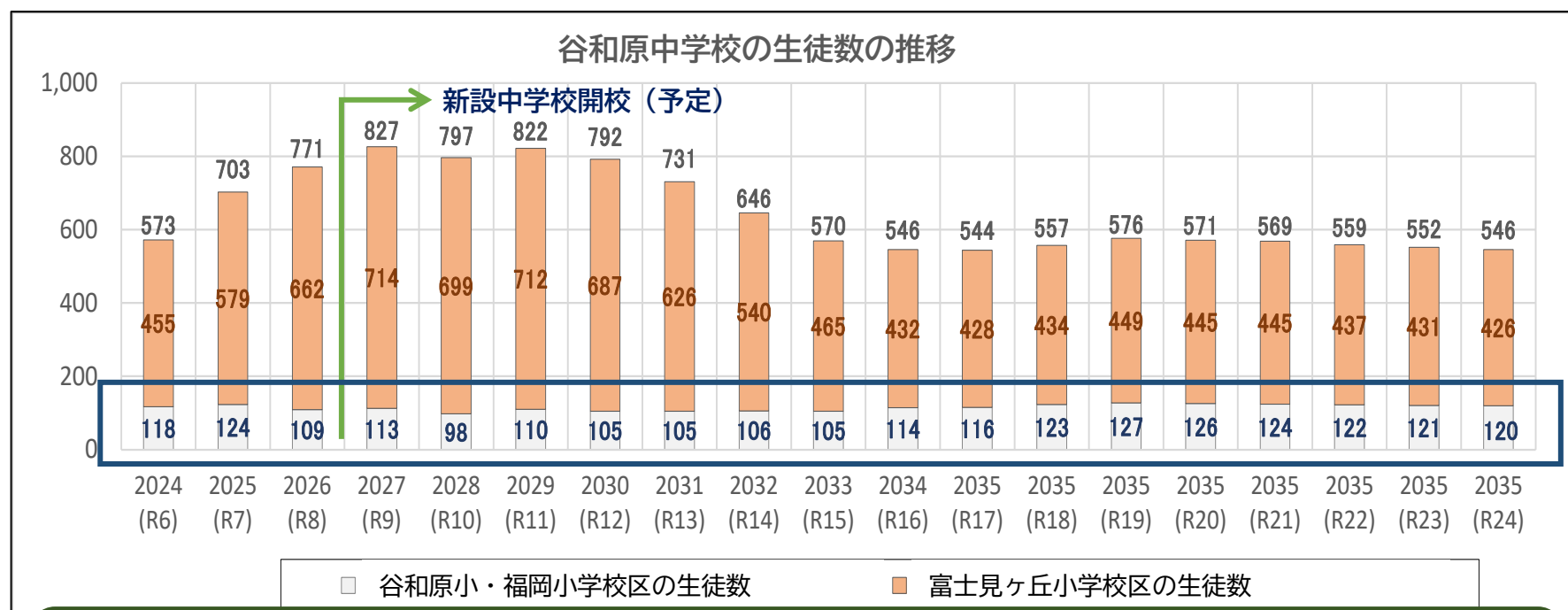
つくばみらい市学区審議会

第1回審議会 令和5年6月27日（火）

3 児童・生徒数の推計

※審議会資料 抜粋

（3）谷和原中学校【谷和原小・福岡小・富士見ヶ丘小学校区】の生徒数



谷和原中学校は113人、4クラス程度の規模となる

つくばみらい市学区審議会

第1回審議会 令和5年6月27日（火）

5 みらい平地区新設中学校における学区（論点整理）

※審議会資料 抜粋

学区検討にあたっての論点整理

みらい平地区縁辺部の地区に関しては、指定学校の変更により、多くの児童がみらい平地区内の小学校に通っている実態があります。

新設中学校の学区は、みらい平地区を中心とし、みらい平地区縁辺部居住者の中学校の通学範囲に関する取り扱いが論点となります。

論点①：みらい平地区内の生徒は、みらい平地区新設中学校が最適か。

■ みらい平地区内に居住する生徒

⇒ みらい平地区新設中学校 or 伊奈中学校 or 谷和原中学校

論点②：以下の対象生徒は、どこに通学するのが最適か。

■ 指定学校の変更により、みらい平地区内小学校に通学していた生徒

■ みらい平地区に隣接する地区に居住する生徒

⇒ みらい平地区新設中学校 or 伊奈中学校 or 谷和原中学校



みらい平地区における経緯と現状把握、論点の整理を行った

つくばみらい市学区審議会

審議会の補足：小規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	○学校行事や部活動などにおいて、生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○中学校の各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。 ○生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ○体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に制約が生じる。
生活面	○生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がされにくい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法などに制約が生じやすい。
学校行事	○学校が一体となって活動しやすい。	○体育祭、文化祭、修学旅行などの集団活動、行事の教育効果が下がる。
学校運営	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導などについての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行われにくい。 ○職員一人あたりの校務負担や行事にかかわる負担が重い。
その他	○施設・設備の利用時間などの調整が行いやすい。 ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動などで保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

つくばみらい市学区審議会

審議会の補足

- ・ 過大規模校（31学級以上）で教育環境は担保できるのか
- ・ 1学年のクラス数が多いと人間関係が築き難いのでは

ハード・ソフト両面に対応

ハード面

- ・ ユニット型教室の採用により、生徒の様子がわかる100人程度の規模とすることで、安心した学校生活を送れるよう整備
- ・ 理科室や音楽室などの特別教室を必要数整備
- ・ 緊急時に迅速に避難できるよう、日常の動線を利用した避難ルートを設定

ソフト面

- ・ 適正な学校運営を図るため、教職員の加配を要望

つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

審議会委員で3つのグループを作り、以下の論点について検討する

テーマ「みらい平地区新設中学校の学区について」

論点① みらい平地区に居住する陽光台小・富士見ヶ丘小学校区の生徒は？

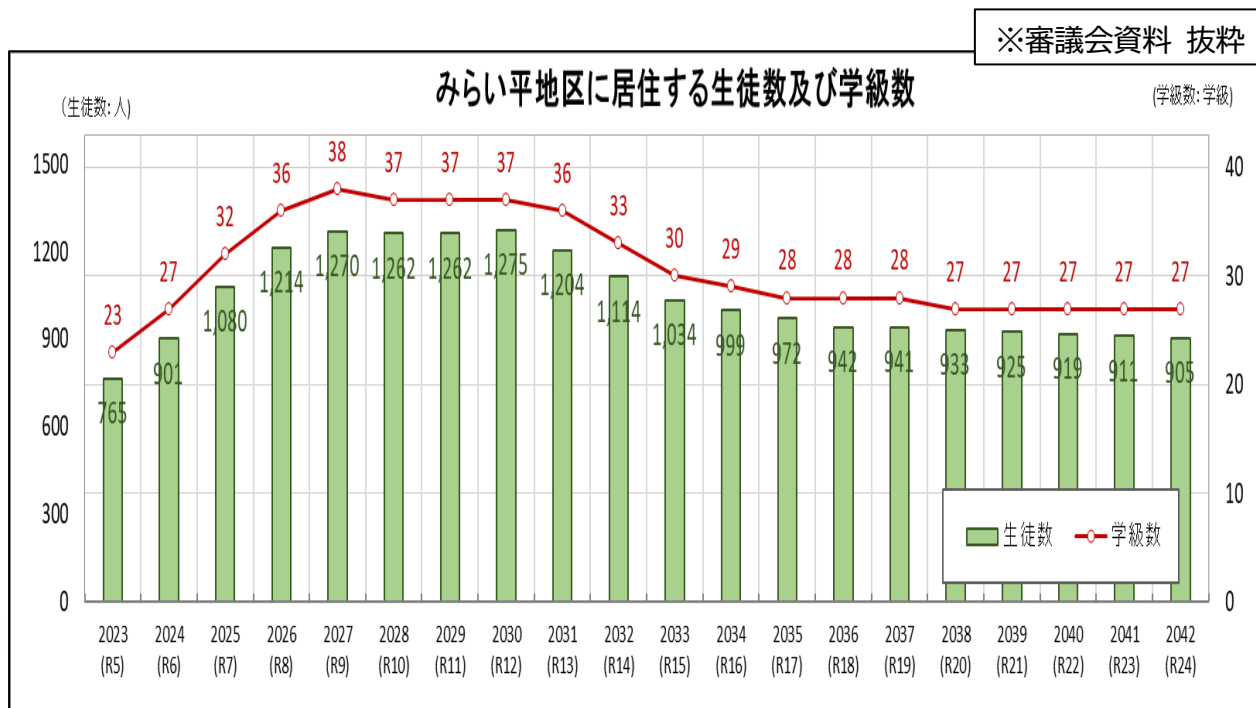
論点②ー1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定学校の変更をしていた生徒は？

論点②ー2 谷和原中学校区の生徒は？

つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点① みらい平地区に居住する陽光台小・富士見ヶ丘小学校区の生徒は？



※令和5年から令和24年の生徒数は推計値、学級は学級編制弾力化により算出

つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点① みらい平地区に居住する陽光台小・富士見ヶ丘小学校区の生徒は？

主な意見

A班の意見

- ・ 陽光台小、富士見ヶ丘小学校区の生徒は基本新設中学校に行くとの考え方であるが、過大規模校の対応が必要となる。
- ・ 新設中学校に行くことを期待して引越しされた方もいるので、それを崩せない。
- ・ みらい平地区に居住していても伊奈中や谷和原中を選択できる余地を残してもいいのではないかと。柔軟な対応が必要。

B班の意見

- ・ 31学級以上の過大規模校を解消するため、新設中学校には富士見ヶ丘小、谷和原小、福岡小とし、陽光台小は伊奈中学校区とする。
- ・ 10年後の生徒数を考えると、既存校全校が人数減となり、統廃合も考えないといけないのでは。そこで校区自由制が出てくるのではないかと。
- ・ 過大規模になると、部活動、特別教室、プール等の利用が制限される。
- ・ 1200人規模の富士見ヶ丘小学校をみると教職員が遅くまで帰れない現状があり、生徒数が多くなればそれだけ教職員の負荷が大きくなる。

C班の意見

- ・ 基本は新設中学校だが、陽光台小学校区を新設中と伊奈中に分ける考えもある。
- ・ 通学のことを考えると、既存中学校よりも通学距離が短縮される。また、小学校と中学校の通学時間帯を分けて混雑が避けられる。

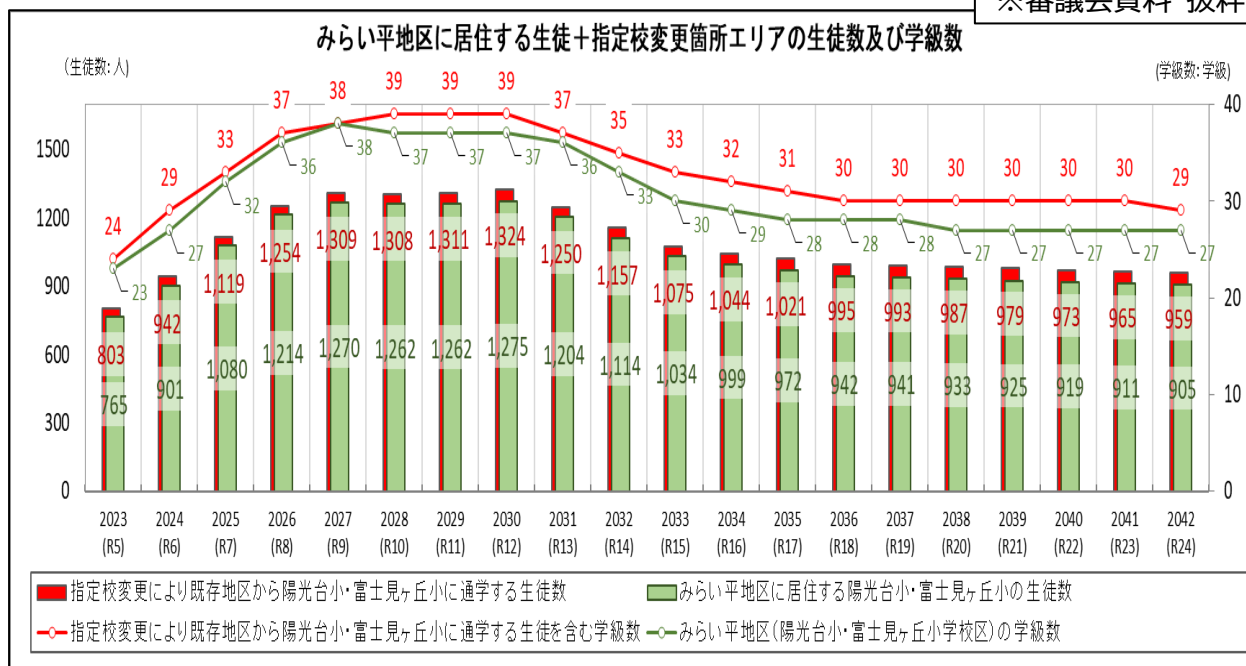
つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点②ー1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定学校の変更をしていた生徒は？



※審議会資料 抜粋



※令和5年から令和24年の生徒数は推計値、学級は学級編制弾力化により算出

つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点②ー1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定学校の変更をしていた生徒は？

主な意見

A班の意見

- ・現在陽光台小、富士見ヶ丘小学校に指定校変更で通学している児童が中学生になった場合の通う学校は新しい中学校が適当である。
- ・強いて言えば、陽光台小学校ができて10年が経過するので、その辺の学区は見直してもいいのではないか。

B班の意見

- ・谷和原小・福岡小・富士見ヶ小学校区とすれば、この論点は考える必要がなく、同じ学校に行けることになる（谷和原地区から富士見ヶ丘小に指定校変更していても継続して同じ中学校に進学できる）。

C班の意見

- ・子供のことを考えて、同じ小学校なら同じ中学校に行けるようにしてほしい。

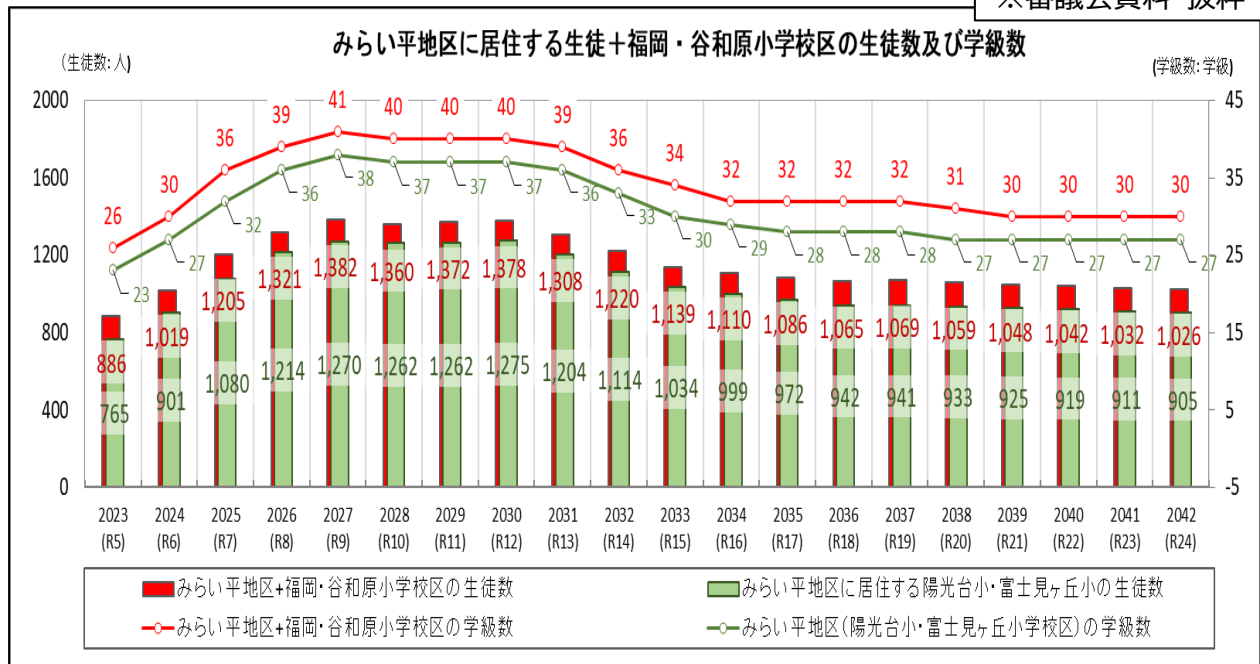
つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点②ー2 谷和原中学校区の生徒は？



※審議会資料 抜粋



※令和5年から令和24年の生徒数は推計値、学級は学級編制弾力化により算出

つくばみらい市学区審議会

第2回審議会 令和5年8月29日（火）

論点②ー2 谷和原中学校区の生徒は？

主な意見

A班の意見

- ・ 難しい問題ではあるが、谷和原中学校を100名程度の規模で存続させることは、部活動等を考えると難しいのではないかな。
- ・ ここで谷和原中の存続を選択すると今後10年間はそのままになる気がする。その間、単学級の谷和原中に通う子供たちのことを考えるとやりきれない。
- ・ 谷和原中学校の激変緩和対策として、希望する生徒は谷和原中や伊奈中に残れるようにした方がいいのではないかな。

B班の意見

- ・ 谷和原小・福岡小・富士見ヶ小学校区とすれば、この論点は考える必要がなく、過小規模の同じ学校に行けることになる。過大規模校の問題を残すなら、伊奈中に行ける方法を残すべきではないかな。

C班の意見

- ・ 今回の場合は新設中学校であり、まだ学校の特色がわからないうちに中学校を選択させるのは難しい。

つくばみらい市学区審議会

テーマ「みらい平地区新設中学校の学区について」

論点① みらい平地区に居住する陽光台小・富士見ヶ丘小学校区の生徒は？

- ・新設中学校には、みらい平地区に居住する生徒が通学すべき
- ・指定された学校が過大規模校であることへの対応が必要となる
- ・過大規模校の解消として陽光台小学校区の生徒は伊奈中学校に通学する

論点②ー１ 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定学校の変更をしていた生徒は？

- ・指定学校を変更して富士見ヶ丘小学校・陽光台小学校に通学する児童は、新設中学校を選択できるようにすべき

論点②ー２ 谷和原中学校区の生徒は？

- ・谷和原中学校をこのまま残すことで過小規模校の状態が継続される
- ・途中から中学校が変わる生徒については、学校を選択できる時限的な措置をとることが望ましい

つくばみらい市学区審議会

第3回審議会 令和5年10月17日（火）

- ・ 3つの論点に対するまとめ、課題への対応

3つの論点に対するまとめ（事務局案）

※審議会資料 抜粋

- 論点① 新設中学校には、みらい平地区に居住する生徒が通学することを基本とする。
- 論点②—1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定校変更をしていた児童は、引き続き中学校においても、新設中学校に指定校変更ができることとする。
- 論点②—2 谷和原中学校区（谷和原小、福岡小学校区）は、新設中学校区とする。



※まとめに対する課題

- 課題A 過小規模が解消できる一方で、過大規模校における適切な教育環境の確保
- 課題B 在学途中から中学校が変わる生徒や、小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、その環境差に慣れることが難しい生徒への配慮
- 課題C 谷和原小学校区で通学距離が長くなる生徒への対応

つくばみらい市学区審議会

課題A 過大規模校における適切な教育環境の確保

○施設面における対応

(教育環境)

- ・ 学習や部活動の練習や発表のステージとしての大階段（発表・発信の舞台）を整備
- ・ 図書や他学年の学習展示等の学習機会を生むラーニングコモンズを学校の中央に配置

(人間関係)

- ・ 100人規模のユニット型教室の採用することで、生徒の様子が分かり、安心した学校生活
- ・ 教室廻りにカームダウンできるスペースを設け、多様な生徒へ柔軟に対応

(その他)

- ・ 1階職員室のほかに各階にサテライト職員室を設置し、教職員が見守れる工夫
- ・ 防災対応として、複数ルートに分かれて短時間で避難できる避難ルートを設定

○学校運営面における対応

(人事配置)

- ・ 必要な教室数や授業数・生徒数に対応した教職員の配置
- ・ 非常勤講師や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の教職員の配置（市独自）

(学年ごとの運営)

- ・ サテライト職員室を活用し、職員同士の情報共有や学年でのまとまりを強化
- ・ 人数が多いことを活かし、配慮が必要となった生徒に対して、多様な対応方法を検討

(ICTのさらなる活用)

- ・ 生徒一人ひとりに細やかに対応できる相談体制の構築として、1人1台タブレット端末を活用
- ・ 事務量の増加への対応として、RPAをはじめとする自動化ツールなどを活用

つくばみらい市学区審議会

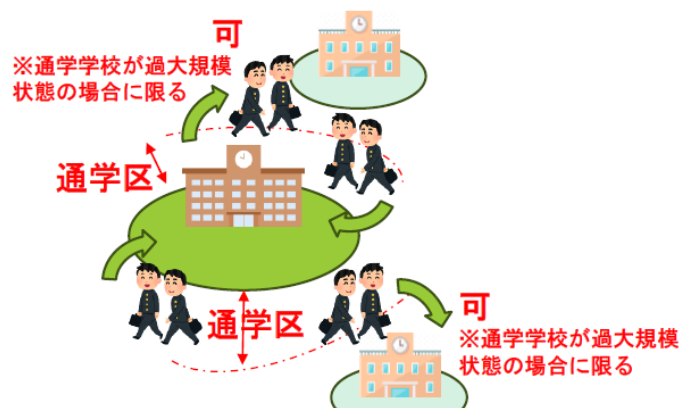
課題B 在学途中から中学校が変わる生徒や小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、環境差に慣れることが難しい生徒への配慮

課題Bへの対応

※審議会資料 抜粋

課題B 在学途中から中学校が変わる生徒や、小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、その環境の差に慣れることが難しい生徒への配慮

・ 指定学校の制度の遠用として、過大規模校状態の時期において、過大規模校の校区となる生徒については、**過大規模ではない学校に選択できる制度**を設け、その対応を図る仕組みとすることが考えられる。



選択できる制度による主なメリット

・ 過大規模校を懸念される方は、過大規模校でない学校環境を選択できる。（※これにより、開校時の中学2・3年生は、既存校も選択できることになる。）

・ 小規模となる中学校において、指定校変更で通学する生徒が見込め、通学区域で限定された状況より生徒数の増加が期待できる。

中学校を選択できる制度について検討する

つくばみらい市学区審議会

課題C 谷和原小学校区の生徒の通学距離が長くなることへの対応

課題Cへの対応

課題C 谷和原小学校区の生徒の通学距離が長くなることへの対応

※審議会資料 抜粋

新設中学校に移った時の通学距離として、谷和原小学校区の南西側で通学距離が長くなる一方、福岡小学校区では通学距離が短くなり、中学校区全体で概ね5km圏内(国の基準となる6km以内)に収まります。

通学距離が遠くなる谷和原小学校区の南西側などの遠距離通学となるエリアについては、特に安全な通学路の確保に努めていきます。

谷和原中学校の
通学エリアと通学距離



新設中学校の
通学エリアと通学距離



安全な通学路の確保について検討する

つくばみらい市学区審議会

「みらい平地区新設中学校の学区について」の答申（案）

答申（事務局案）

※審議会資料 抜粋

新設中学校の学区を、陽光台小・富士見ヶ丘小・谷和原小・福岡小学校区とする。

○ 生徒たちの学校での生活環境が大きく変化することなどから、以下の緩和措置を設ける。

・学区外から、陽光台小・富士見ヶ丘小・谷和原小・福岡小学校に指定校変更している児童は、引き続き新設中学校を選択できる措置を設けること。

・新設中学校の学区内の生徒は、市内の中学校に指定校変更ができる措置を設けること。

つくばみらい市学区審議会

第4回審議会 令和5年11月21日（火）

「みらい平地区新設中学校の学区について」の答申（案）について

新設中学校の学区(案)について

答申案の検討

(1)本文に記載が考えられる内容

これまでの論点①、論点②-1、論点②-2に関する

- ・ 論点① 新設中学校には、みらい平地区に居住する児童生徒が対象となる。
- ・ 論点②-1 陽光台小、富士見ヶ丘小に指定校変更ができる場合においても、新設中学校に指定校変更できる。
- ・ 論点②-2 谷和原中学校区(谷和原小、福岡小)に指定校変更ができる。

という基本的な方向性の整理を踏まえ、「みらい平地区新設中学校の学区について」を主文に記載することが考えられます。

新設中学校の学区(案)について

(2)付帯意見として記載が考えられる内容

学区に関する内容に限らず、学校運営や学校施設、通学環境など様々な内容について、意見が出されました。

答申にある本文の内容に基づき、新設中学校の開校を進めていく上での留意点や条件などを付帯意見として、記載することが考えられます。

○ みらい平地区新設中学校における学校運営について

みらい平地区新設中学校は、開校時には大規模な学校になることが予想されるため、その中で最適な学びの場を整えること。

○ 通学区域の柔軟な対応について

指定校を変更して陽光台小学校、富士見ヶ丘小学校、谷和原小学校、福岡小学校に就学している場合は、みらい平地区新設中学校を選択できるよう運用を図ること。

○ 在学中に中学校が変わる生徒や他の中学校に就学を希望する生徒への配慮について

みらい平地区新設中学校の学区外の中学校に就学を希望する場合には、選択できるよう運用を図ること。

○ 通学環境について

みらい平地区新設中学校周辺の通学路については、富士見ヶ丘小学校の通学路や周辺の交通状況を考慮し、小学生と中学生の安全な通学環境が確保されるよう努めること。

1 みらい平地区新設中学校の学区について

みらい平地区新設中学校の学区は、陽光台小学校区、富士見ヶ丘小学校区、谷和原小学校区、福岡小学校区とすることが望ましい。

2 付帯意見

答申にあたっては、新たに開校するみらい平地区新設中学校における学区について、各委員の様々な視点から意見が出された。については、本答申に付帯する意見を以下のとおり付記する。

(1) みらい平地区新設中学校における学校運営について

みらい平地区新設中学校は、開校時には大規模な学校になることが予想されるため、その中で、様々な教育的ニーズや多目的な活動に柔軟に対応できる最適な学びの場を整えること。

(2) 通学区域の柔軟な対応について

指定校を変更して、陽光台小学校、富士見ヶ丘小学校、谷和原小学校、福岡小学校に就学している場合は、みらい平地区新設中学校を選択できるよう運用を図ること。

(3) 在学中に中学校が変わる生徒や他の中学校に就学を希望する生徒への配慮について

みらい平地区新設中学校の学区外の中学校に就学を希望する場合には、選択できるように運用を図ること。

(4) 通学環境について

みらい平地区新設中学校周辺の通学路については、富士見ヶ丘小学校の通学路や周辺の交通状況を考慮し、小学生と中学生の安全な通学環境が確保されるよう努めること。

現状と今後について

<現 状>

教育委員会は審議会の答申を踏まえ協議を行い、学区の設定に向けて検討・準備を進めています。

1 みらい平地区新設中学校の学区について

みらい平地区新設中学校の学区は、陽光台小学校区、富士見ヶ丘小学校区、谷和原小学校区、福岡小学校区とすることが望ましい。

2 付帯意見

答申にあたっては、新たに開校するみらい平地区新設中学校における学区について、各委員の様々な視点から意見が出された。については、本答申に付帯する意見を以下のとおり付記する。

(1) みらい平地区新設中学校における学校運営について

みらい平地区新設中学校は、開校時には大規模な学校になることが予想されるため、その中で、様々な教育的ニーズや多目的な活動に柔軟に対応できる最適な学びの場を整えること。

(2) 通学区の柔軟な対応について

指定校を変更して、陽光台小学校、富士見ヶ丘小学校、谷和原小学校、福岡小学校に就学している場合は、みらい平地区新設中学校を選択できるよう運用を図ること。

(3) 在学中に中学校が変わる生徒や他の中学校に就学を希望する生徒への配慮について

みらい平地区新設中学校の学区外の中学校に就学を希望する場合には、選択できるように運用を図ること。

(4) 通学環境について

みらい平地区新設中学校周辺の通学路については、富士見ヶ丘小学校の通学路や周辺の交通状況を考慮し、小学生と中学生の安全な通学環境が確保されるよう努めること。

<教育委員会の考え方>

学区については、答申と同様に

「陽光台小・富士見ヶ丘小・谷和原小・福岡小学校区」を基本とする。

○付帯意見等について

- ・ 施設面、学校運営面による対応
- ・ 通学路の安全確保

・
・
・

対応方法や進め方について検討しています。

現状と今後について

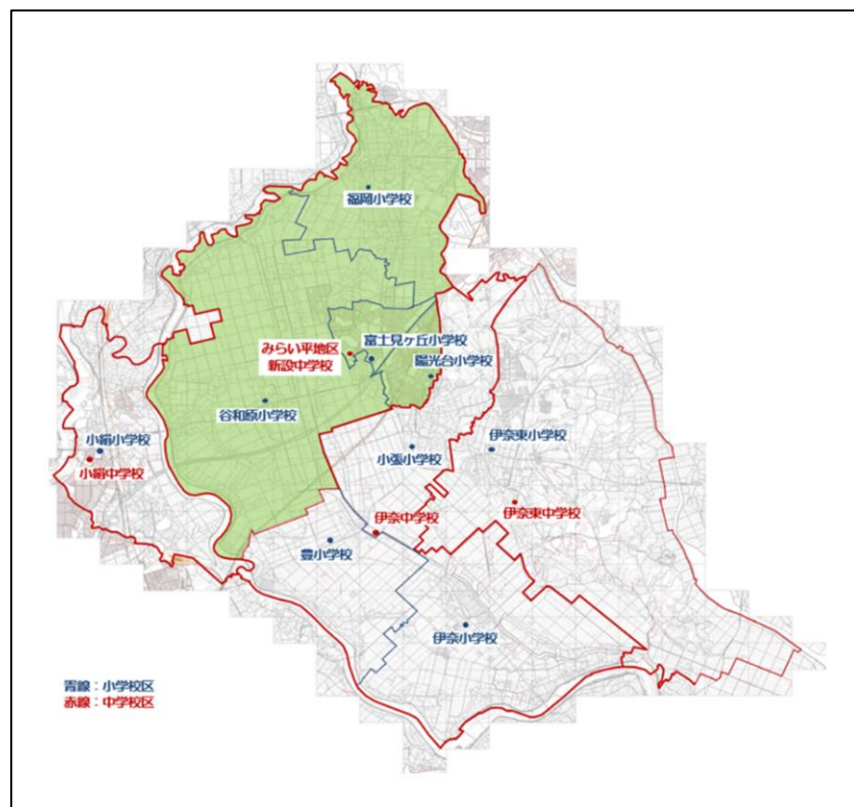
<現 状>

保護者説明会

日 時	会 場
令和6年5月25日(土) 10時から	谷和原小学校 体育館
令和6年5月25日(土) 14時から	陽光台小学校 体育館
令和6年5月26日(日) 10時から	福岡小学校 体育館
令和6年5月26日(日) 14時から	富士見ヶ丘小学校 体育館
令和6年6月 1日(土) 10時から	谷和原公民館 大会議室 (対象：谷和原中学校保護者)
令和6年6月 1日(土) 14時から	市役所伊奈庁舎 2階会議室 (対象：伊奈中学校保護者)

地域住民説明会

日 時	会 場
令和6年6月6日(木) 19時30分から	谷和原公民館 大会議室
令和6年6月7日(金) 19時30分から	みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設 多目的室



現状と今後について

<今後について>

答申の付帯意見や制服、校章、校歌、通学方法などは教育委員会や開校準備委員会で検討する予定です。

開校準備委員会(仮)

新設校の開校に向けて、その準備を円滑に推進するために設置するもの

検討部会(仮)

- ・ 学校運営等に関すること
(学級編成、校章、校歌など)
- ・ 学校生活等に関すること
(生活の決まり、制服、体操着など)
- ・ P T A 設立に関すること
(規約、組織体系など)
- ・ 教育課程等に関すること
(日課表、学校行事、備品など)
- ・ 通学路等に関すること
(通学路、通学方法など)

開校準備委員会の設置は9月頃を予定している

本日は説明会にご参加いただきありがとうございます。

学区に関するご意見等がございましたら、下記QRコードよりお願い致します。



~~<https://forms.gle/8RFTHPPgX6igzN479>~~

~~入力フォームの締め切りは6月14日（金）となります。
（地域住民説明会より1週間）~~